

「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請に係る料金制度専門会合の
審査結果を前提とした託送料金単価の算出に関するお知らせ

2026 年 8 月 24 日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、2026 年 7 月 10 日、電気事業法第 17 条の 2 第 4 項の規定に基づき、経済産業大臣に「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請を行いました（2026 年 7 月 10 日お知らせ済み）。

本日、第 77 回料金制度専門会合にて審査が完了したことを受け、審査された「託送供給等に係る収入の見通し」を前提として、託送料金単価の算出を行いましたので、お知らせいたします。

なお、今後、経済産業大臣から「託送供給等に係る収入の見通し」について承認がなされた後、速やかに、「託送供給等約款」に単価の変更を反映する変更届出を行うとともに、正式な託送料金単価を改めてお知らせする予定です。

参考：電圧別の 1kWh あたりの平均単価

(税抜、円/kWh)

	改定単価※1	現行単価※2	差引
特別高圧	2.11	2.05	0.06
高圧	4.13	3.78	0.35
低圧	9.65	8.58	1.07
発電側	0.57	0.50	0.07

※1：第 77 回料金制度専門会合にて審査が完了したことを受け、審査された「託送供給等に係る収入の見通し」を前提に、料金制度専門会合中間とりまとめにおける「実績収入と収入上限の乖離が発生した場合の基本的な調整方針」に則り、算出した平均単価。同様の前提で算出した託送料金単価は別紙を参照。

※2：収入の見通し（2023 年 11 月 24 日承認値）を前提に算出した平均単価。

別紙：

- ・ [託送料金単価（第 77 回料金制度専門会合にて審査が完了したことを受け、審査された「託送供給等に係る収入の見通し」を前提に算出した値）](#)

以上